

令和6年度 保育園監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和7年3月26日

東京都北区監査委員	佐藤 明 充
同	西村 泰 信
同	ふるた しのぶ
同	石川 さえだ

令和6年度 保育園監査の結果について

このことについて、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 監査期日及び監査対象

監査実施日	監査対象	所管課
令和7年 1月 7日（火）	袋保育園	保育課
1月 8日（水）	清水坂保育園	
	上十条保育園	
1月10日（金）	西ヶ原保育園	
1月14日（火）	王子保育園	
1月16日（木）	田端保育園	

事務監査は、令和6年12月11日（水）～令和7年1月20日（月）に実施した。

なお、職員の服務及び給与に関する事務については、全保育園職員について庶務事務システムの照合を行うことにより実施した。

2 監査事項及び範囲

主として、令和5年度及び令和6年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行について実施した。

3 監査の主な着眼点

- （1）施設は安全性を考慮して管理運営されているか。
また、災害対策や防犯対策は万全か。
- （2）施設の管理運営は施設の設置目的に合致して行われているか。
また、利用者の利便性を考慮したものとなっているか。

4 監査の結果

保育園の財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意を行った。

口頭注意事項

- ① サービス及び給与に関する事項 8件
- ② 施設管理に関する事項 4件

令和6年度 保育園（指定管理園）監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和7年3月26日

東京都北区監査委員	佐藤明充
同	西村泰信
同	ふるたしのぶ
同	石川さえだ

記

1 監査期日及び監査対象

監査実施日	監査対象	指定管理者	所管課
令和7年 1月7日（火）	浮間東保育園	社会福祉法人 三社会	保育課
1月10日（水）	滝野川西保育園	社会福祉法人 聖華	
1月14日（火）	岩淵保育園	社会福祉法人 こうほうえん	
1月16日（木）	東田端保育園	社会福祉法人 つぼみ会	

事務監査は、令和6年12月11日（水）～令和7年1月20日（月）に実施した。

2 監査事項及び範囲

主として、令和5年度及び令和6年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行について実施した。

(単位：円)

施設名	指定管理期間	令和5年度 指定管理料
浮間東保育園	令和5年4月 1日 ～令和10年3月31日	224,029,000
滝野川西保育園	令和4年4月 1日 ～令和9年3月31日	232,308,825
岩淵保育園	令和5年4月 1日 ～令和10年3月31日	276,997,000
東田端保育園	令和4年4月 1日 ～令和9年3月31日	255,534,000

3 監査の主な着眼点

- (1) 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。
また、災害対策や防犯対策は万全か。
- (2) 施設の管理運営は、施設の設置目的に合致して行われているか。
また、利用者の利便性を考慮したものとなっているか。
- (3) 施設の管理に関する収支に係る会計処理が適正に行われているか。
- (4) 事業報告書の点検は適正になされているか。
- (5) 委託業務履行の状況を正確に把握し、必要な指示を適切に与えているか。

4 監査の結果

保育園に係わる財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意を行った。

口頭注意事項

- | | |
|--------------|----|
| ① 備品管理に関する事項 | 1件 |
| ② 施設管理に関する事項 | 8件 |